

市長のあまねくつぶやき

節句は5つあり、そのうちの 하나가「桃の節句」です。正式には「上巳じょうしの節句」と言い、旧暦のこの時期が桃の咲く季節だったため、「桃の節句」と呼ばれるようになったそうです。昔は節句ごとに厄払いをする風習があり、紙や草、藁わらなどで作った人形を身代わりにして川に流すことで、厄払いや健康祈願をしてきたのです。各地で流し雛が行われるのはこれらがもととなっています。

最近の雛祭りはさまざまな趣向を凝らしているようで、千葉の「かつうらビッグひな祭り」は、不要となった雛人形を集め、この時期にまちぐるみで展示して観光のPRをしています。茨城県内でも桜川市で「真壁のひなまつり」が行われています。見世蔵、土蔵、門などが軒を連ね、99棟が国の登録文化財に登録されており、平成22年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。これらの真壁の街並みを背景としたお雛様巡りが行われ、開催期間に訪れる観光客は10万人を超えるそうです。行方市でも「第4回行方の雛まつり」が行われています。麻生藩家老屋敷記念館や各所に、雛飾りや手作りのつるし雛が飾

られています。2月21日には、まち並みを散策しながらひな祭りを楽しむイベント「雛まつりフットパス」や、20年ぶりに復活した稚児行列が行われました。また、空いている店舗を活用して、来場されたお客様へのおもてなしも行われています。

今、日本を訪れる多くの外国人観光客は、日本の伝統や文化に大変興味を持ち各地を観光しています。その場所でのしか体験できないことが、外国人にとって貴重な思い出や心の財産になるからです。

市では、中学生を対象に海外派遣研修事業を行っています。海外の生活習慣や文化を学ぶことで、お互いを理解し友好関係を築き合うことができれば、行方市の伝統や文化を、訪れた外国人観光客に伝えられる人材になってくれるものと期待しています。

行方市長 鈴木周也



市長へのEメール
投稿用2次元コード



市政に対する意見や
提案をメールでお寄せ
ください。

はい、こちら行方市消費生活センター！

若者が狙われやすい悪質商法に注意!!



【事例】

SNSで知り合った友人とメッセージのやり取りを始めた。趣味や話が合い、今度会うことになった。友人の指定した飲食店に行くと、友人の他に見知らぬ人が同席していた。話を聞くと「海外スポーツ勝敗の裁定取引」を扱っている会社の従業員だという。友人は少し前からこの取引を始めていて、初期費用はかかったが、すぐに元を取ったと話していた。せっかくできた友人だし、契約しなければ帰れない雰囲気だったため、断れずに契約してしまった。

【解説】

このように、販売目的を告げずに飲食店や営業所に呼び出して、高額な契約を結ばせる「アポイントメントセールス」や、「マルチ商法」には十分注意が必要です。

若者の間で、SNSをきっかけに消費者トラブルに巻き込まれる相談が多く寄せられています。友人だから大丈夫、と言う安心感から気を許してしまいがちですが、その油断を悪用する者もいます。よく分からない相手からの呼び出しに安易に応じたり、勧誘されたりしても、その場で契約しないようにしましょう。トラブルに遭ってしまった場合や、お困り事がある場合は、行方市消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】行方市消費生活センター TEL 0291-34-6446